山口県ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

１　目的

　　山口県（以下「県」という。）では、ふるさと納税制度により、県へ寄附いただいた県外在住の寄附者に対し、返礼品として商品やサービス（以下「返礼品」という。）を贈呈することにより、県内農林水産業や観光業等を支援するとともに、県の魅力発信、県内産品のＰＲ並びに販路拡大、観光客の誘致を行い、関係人口の創出・拡大を図ることとしています。このため、寄附者への返礼品提供に協力をいただける事業者（以下「返礼品提供事業者」）を募集します。

２　事業概要

（１）返礼品は、寄附者が寄附金額に応じてふるさと納税ポータルサイトから、希望する返礼品を自由に選択できる形となっています。提供いただく返礼品が、ふるさと納税返礼品として認められた場合は、県が利用契約しているふるさと納税ポータルサイトを通じて広く紹介します。

 （２）ふるさと納税の返礼品取扱業務を効率的・効果的に運営するため、県は

返礼品の取扱業務全般を指定する委託事業者に委託します。

返礼品提供事業者は、自社製品が返礼品として承認された後、委託事業者と

返礼品の供給に係る契約を取り交わす必要があります。

【事業イメージ】

⑧ 集荷

伝票は配送業者持参

配送業者

返礼品提供事業者

寄附者

⑨ 配送

梱包、出荷

③ 個別契約

⑦ 配送依頼

⑩ 請求・支払

委託事業者

④ 寄附

⑤ 返礼品の選択

③配送依頼

⑥ 返礼品の発注メール

契約

※① 事業者登録申請、返礼品提案

県

② 事業者登録承認（不承認）通知書、返礼品承認（不承認）通知書の送付

※県事業において認定・受賞を受ける際に、これらの書類に類するものを既に県の事業担当課に提出している場合は、省略可

３　返礼品提供事業者の要件

　　返礼品提供事業者は、以下の要件に全て適合している必要があります。ただし、要件に適合していても、県が返礼品提供事業者として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

（１）県内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかがあり、県内で生産、製造、加工又はサービスの提供（販売・体験を含む。以下同様）を行っている法人、その他の団体又は個人事業者（以下「事業者」）であること

（２）県税のほか、国税、市税等に未納のないこと

（３）各種法令等を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること

（４）代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び山口県暴力団排除条例に掲げる暴力団の構成員等でないこと

　（５）インターネットに接続できる環境があり、県が委託する事業者とメール等のやりとりが可能であること

４　返礼品の要件

　（１）３の要件を満たす事業者が生産、製造、加工又はサービスの提供を行っている加工食品、生鮮食品、工芸品等であり、以下の要件に全て適合している必要があります。ただし、要件に適合していても、県が返礼品として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

　 ア　返礼内容が、各種の県事業において認定・受賞を受けたものであること、

又は、県が開発に深く携わったものであること、サービスについては、来県

を促す効果があると認められるものであること

イ　県内で生産、製造、加工又はサービスの提供を行っているもの

ウ　県の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素をもつ商品等である

こと

　　　エ　品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、季節限定、

期間限定などの場合は、提供期間内において安定供給が見込めるものである

こと

　　 オ　食品については、委託事業者及び配送業者と調整の上、寄附者に商品到着後少なくとも５日間の賞味（消費）期限が保証されるものであること

　　 カ　食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法など、

関係法規を遵守しているものであること

　 　キ　体験型サービスにおいては、次に掲げる要件を全て満たすこと

　　　 　 ・県内でサービスが提供されること

　　　 　 ・県内の地域資源を利用していること

　　　 　・寄附者に対して、サービス提供を受けられることが分かる利用券等を発行し、事前に指定日を設けないものについては、送付後１年程度の有効期限を設けることができること

　　　 　・天候等の理由でサービスの提供ができない場合は、代替日等を設定する

こと

　　　・安全性の配慮に努めること

　　 ク　県が委託する業者指定の宅配業者による配送が可能な商品等であること

　　 ケ　返礼品に関する情報（返礼品の説明文や写真データ等）が提供可能である

こと。写真データ等について、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権を持つ画像を使用する場合には、必ず利用の許諾を受けていること

（２）　（１）の規定によらず、知事が特に認めたものについては、返礼品として

認める場合があります。

（３）　返礼品は、寄附金額の区分に応じて募集します。寄附金額区分の詳細は下表のとおりとし、各区分における返礼品の県の負担額は寄附金額の３割を上限とします。

　　　　 なお、返礼品の価格には消費税及び地方消費税と梱包代を含むものとしま

す。また、県は、返礼品の負担額に加え、送料の実費を負担します。

【令和３年１０月１日時点】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 寄附金額区分 | 返礼品の上限額（税込、梱包代込） |
| ① | 7,000円以上10,000円未満 | 2,000円 |
| ② | 10,000円以上14,000円未満 | 3,000円 |
| ③ | 14,000円以上17,000円未満 | 4,000円 |
| ④ | 17,000円以上20,000円未満 | 5,000円 |
| ⑤ | 20,000円以上24,000円未満 | 6,000円 |
| ⑥ | 24,000円以上27,000円未満 | 7,000円 |
| ⑦ | 27,000円以上30,000円未満 | 8,000円 |
| ⑧ | 30,000円以上34,000円未満 | 9,000円 |
| ⑨ | 34,000円以上37,000円未満 | 10,000円 |
| ⑩ | 37,000円以上40,000円未満 | 11,000円 |
| ⑪ | 40,000円以上44,000円未満 | 12,000円 |
| ⑫ | 44,000円以上47,000円未満 | 13,000円 |
| ⑬ | 47,000円以上50,000円未満 | 14,000円 |
| ⑭ | 50,000円以上60,000円未満 | 15,000円 |
| ⑮ | 60,000円以上70,000円未満 | 18,000円 |
| ⑯ | 70,000円以上80,000円未満 | 21,000円 |
| ⑰ | 80,000円以上90,000円未満 | 24,000円 |
| ⑱ | 90,000円以上100,000円未満 | 27,000円 |
| ⑲ | 100,000円以上110,000円未満 | 30,000円 |
| ⑳ | 110,000円以上120,000円未満 | 33,000円 |
| ㉑ | 120,000円以上130,000円未満 | 36,000円 |
| ㉒ | 130,000円以上140,000円未満 | 39,000円 |
| ㉓ | 140,000円以上150,000円未満 | 42,000円 |
| ㉔ | 150,000円以上160,000円未満 | 45,000円 |
| ㉕ | 160,000円以上170,000円未満 | 48,000円 |
| ㉖ | 170,000円以上180,000円未満 | 51,000円 |
| ㉗ | 180,000円以上190,000円未満 | 54,000円 |
| ㉘ | 190,000円以上200,000円未満 | 57,000円 |
| ㉙ | 200,000円以上300,000円未満 | 60,000円 |
| ㉚ | 300,000円以上400,000円未満 | 90,000円 |
| ㉛ | 400,000円以上500,000円未満 | 120,000円 |
| ㉜ | 500,000円以上600,000円未満 | 150,000円 |
| ㉝ | 600,000円以上700,000円未満 | 180,000円 |
| ㉞ | 700,000円以上800,000円未満 | 210,000円 |
| ㉟ | 800,000円以上900,000円未満 | 240,000円 |
| ㊱ | 900,000円以上1,000,000円未満 | 270,000円 |
| ㊲ | 1,000,000円以上1,500,000円未満 | 300,000円 |
| ㊳ | 1,500,000円以上2,000,000円未満 | 450,000円 |
| ㊴ | 2,000,000円以上3,000,000円未満 | 600,000円 |
| ㊵ | 3,000,000円以上4,000,000円未満 | 900,000円 |
| ㊶ | 4,000,000円以上5,000,000円未満 | 1,200,000円 |
| ㊷ | 5,000,000円以上 | 1,500,000円 |

５　返礼品提供事業者として登録することの効果

（１）全国的なふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名などが掲載され、商品及び事業者のＰＲができます。

（２）返礼品発送時に自社製品等のパンフレットやチラシ等を同封することで、自社商品等の販売促進、ＰＲを図ることができます。ただし、パンフレットやチラシ等の送付は、返礼品発送時の同封に限り、商品のみの場合と送料が変動しない範囲とします。

６　募集期間

　　返礼品提供事業者については、随時募集を行います。

７　申請・決定方法

次の書類に必要事項を記入し、関係書類を添え、山口県税務課企画班へ郵送又は

メールで提出してください。なお、申請にかかる費用の一切は、申請者の負担とし

ます。

　申請書受付後、県で審査を行い、適当と認められる場合は返礼品提供事業者とし

て決定します。

　（１）山口県ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書（様式１）

　（２）返礼品提案書（様式２）

　（３）事業者概要（任意様式）（パンフレット等でも可）

　　ただし、県事業において認定・受賞を受ける際に、事業者情報や返礼品の内容等、これらの書類に類するものを既に県の事業担当課に提出している場合は、書類提出の省略が可能です。その場合は、山口県税務課企画班にお問い合わせください。

８　返礼品の内容変更等

　　返礼品提供事業者は、返礼品提供事業者登録決定及び返礼品決定後に、登録した企業情報及び返礼品内容を変更・辞退する場合には、速やかに委託事業者へ報告し、県に協議すること。なお、変更・辞退で発生する費用は返礼品提供事業者の負担とします。